(1379)	141716	らんばあと丸
(1380)	141719	翠龍
(1381)	141721	第二和光丸
(1382)	141725	第十七霧島丸
(1383)	141726	ＦＲＯＮＴＩＥＲ　ＷＡＶＥ
(1384)	141733	あいこう丸
(1385)	141747	第一玉力丸
(1386)	141752	第五東亜丸
(1387)	141756	ＣＯＲＯＮＡ　ＦＲＯＮＴＩＥＲ
(1388)	141767	興龍丸
(1389)	910002	ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ　」

改める。

○総務省告示第四百八十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年度分の固定資産税から適用する。

平成二十四年十二月二十八日　総務大臣　新藤　義孝

第一号１中

「(　2)　十和田観光電鉄株式会社　同　」を
「(　2)　削除　削除　」に

改める。

第一号５中

「(　2)　ソフトバンクモバイル株式会社（紀伊由良基地に係るものに限る。）　和歌山県知事
(　3)　株式会社ＨＮＴ・ティ・ティ・ドコモ関西（由良局に係るものに限る。）　同
(　4)　ＨＮＴ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（日本―韓国ケーブル・ネットワークに係るものに限る。）　福岡県知事　を
(　5)　沖縄通信ネットワーク株式会社（沖縄県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　沖縄県知事　」
「(　2)　株式会社シーティーワイ（三重県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　三重県知事
(　3)　松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社（三重県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同
(　4)　株式会社アイティービー（三重県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同
(　5)　ソフトバンクモバイル株式会社（紀伊由良基地に係るものに限る。）　和歌山県知事　に
(　6)　株式会社ＨＮＴ・ティ・ティ・ドコモ関西（由良局に係るものに限る。）　同
(　7)　ＨＮＴ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（日本―韓国ケーブル・ネットワークに係るものに限る。）　福岡県知事
(　8)　沖縄通信ネットワーク株式会社（沖縄県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　沖縄県知事　」

改める。

第一号11中

「(　4)　オホノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」を
「(　4)　オホノンホールディングス株式会社（苫小牧工場のうち北海道内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同
(　4)の２　株式会社八戸テレビ放送（青森県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送及び電気通信事業に係るものに限る。）　青森県知事　に、」
「(　9)　同（テレビ共聴施設のうち茨城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　茨城県知事
(　10)　財団法人首都圏ケーブルメディア（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を
「(　9)　削除　削除
(　10)　財団法人首都圏ケーブルメディア（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　茨城県知事　に、」
「(　30)　株式会社ＪＣＮ関東（テレビ共聴施設のうち東京都内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」を
「(　30)　削除　削除　」に、
「(　53)　株式会社シーテック（テレビ共聴施設のうち岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　岐阜県知事
(　54)　おりべネットワーク株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　を」
「(　53)　削除　削除
(　54)　おりべネットワーク株式会社（岐阜県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　岐阜県知事　に、」
「(　59)　株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を
「(　59)　株式会社ＴＯＫＡＩケーブルネットワーク（静岡県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に、
「(　60)　株式会社シーテック（テレビ共聴施設のうち静岡県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　同　」を
「(　60)　削除　削除　」に

改める。

第二号８中

「(　6)　株式会社ケイ・キャット（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」を
「(　6)　株式会社ケイ・オプティコム（二以上の道府県にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　」に

改める。

○外務省告示第四百六号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰが同規約第二十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十五年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰは、次のとおりである。

（平成二十四年十一月十二日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十四年十二月二十八日　外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ　二千十三年の禁止表（二千十三年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2、S4.4、S4.5及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、世界ドーピング防止規範4.2.2の規定により、全て「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（例えば、前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物への使用のみが承認された物質）は、常に禁止する。